

(地震) 第 6 9 工区下水道工事 技術資料等作成要領

令和 8 年 7 月 3 1 日付けの公告に基づき、(地震) 第 6 9 工区下水道工事の公募型名競争入札にかかる技術資料等の作成及び提出に当たり、公告に記載されていない事項については、この技術資料等作成要領によるものとする。

1 技術資料等の作成及び提出

本件入札に参加を希望する特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）は、次により技術資料等を提出するものとする。

(1) 技術資料等の内容

ア 提出書類

- | | |
|------------------------|-------------|
| (ア) 入札参加資格確認申請書 | (様式第 1－1 号) |
| (イ) 公募型指名競争入札技術資料 | (様式第 1－2 号) |
| (ウ) 資本関係又は人的関係のある事業者報告 | (様式第 2 号) |
| (エ) 同種工事の施工実績 | (様式第 3 号) |
| (オ) 配置予定技術者の資格及び工事経験 | (様式第 4－1 号) |
| (カ) 主任技術者の資格及び工事経験 | (様式第 4－2 号) |
| (キ) 共同企業体協定書の写し | (様式第 5 号) |
| (ク) 使用印鑑届 | (様式第 6 号) |
| (ケ) 印鑑証明書 | |

イ 技術資料等作成に関する留意事項

技術資料等は(2)及び各様式記載の記入要領に基づき作成することとし、A 4 版横書き左縦とじとし、綴り紐等によりまとめること。

(2) 技術資料等の記入要領

ア 同種工事の施工実績 (様式第 3 号)・・・共同企業体の代表者のみ

- (ア) 共同企業体の代表者・・・平成 2 8 年度以降に工事が完成し、引渡し完了している下水道マンホール更生工事を元請として施工した実績を記載すること。(共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が 2 0 %以上のものに限る。)
- (イ) 記載にあたっては、公共工事の施工実績及び鳥取市内での施工実績を優先して記入すること。
- なお、該当工事の請負契約書の写し及び同種工事の判断ができる内容の工事カルテ又は施工証明等を提出すること。ただし、共同企業体で施工したものは協定書の写しを添付すること。

イ 配置予定技術者の資格及び工事経験（様式第４－１号）・・・共同企業体の代表者のみ

（ア）配置予定技術者については、２名を限度に記載し次の書類を添付すること。

- ・主任技術者の資格を満たしていることの確認資料の写し、監理技術者資格者証の写し

- ・適用工法の専門技術者であることを証明する資格者証（裏面含む）の写し。

（当該資格者証、修了証は提出時に有効期限内であることを要する。）

- ・提出者と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、技術資料等の提出のあった日の３月以上前から継続しているものをいう。以下同じ。）が確認できる書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））

ウ 主任技術者の資格及び工事経験（様式第４－２号）・・・共同企業体の構成員（代表者を除く。）ごと

（ア）主任技術者については、配置予定技術者を２名を限度に記載し、その者の資格（一級土木施工管理技士）について記載すること。

※落札した場合は、原則として、本書に記載した技術者の中から本工事の技術者を選任すること。

なお、配置予定技術者の継続雇用期間及び資格について、直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる書類及び、合格証明書等の写しを添付すること。

エ 共同企業体協定書の写し（様式第５号）

協定書の副本は、印影の鮮明なものとする。

オ 使用印鑑届（様式第６号）

入札、契約の締結、請負代金の請求、受領等に使用する印鑑を押印すること。

（３）技術資料等の提出

ア 提出期間及び時間

公告の日から令和８年８月２６日までの日（鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第２号）第１条第１項に規定する鳥取市の休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前８時３０分から午後５時までとする。ただし、令和８年８月２６日においては正午までとする。

イ 提出場所

〒６８０－０９０２

鳥取市秋里９０３番地

鳥取市下水道部下水道建設課（鳥取市役所下水道部庁舎）

問合せ先電話 ０８５７－３０－８３９７

※提出場所が本庁舎（鳥取市幸町７１番地）内ではないことに注意すること。

ウ 提出方法

1部を持参又は郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかに限る。）

なお、いずれの方法による場合も、アの期間内にイの提出場所へ、（１）のアに掲げる全ての書類の提出を要する。

2 その他

（１） 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取市下水道部下水道建設課とする。

（電話 ０８５７－３０－８３９７）

（２） 技術資料等の作成と提出に要する費用は、提出者の負担とする。

（３） 技術資料等提出された書類は、返却しない。

入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

鳥取市長 深 澤 義 彦 様

特定建設工事共同企業体の名称

特定建設工事共同企業体の代表者の

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

令和 8 年 7 月 3 1 日付けで公告のあった（地震）第 6 9 工区下水道工事にかかる公募型指名競争入札参加資格について確認されたく下記の書類を添えて申請します。

なお、申請に当たっては公告の 2 に掲げる事項をすべて満たす者であること並びに本申請書及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

上記誓約に違反した場合、いかなる措置を受けようと異存ありません。

記

1. 本件工事に適用する工法・添付書類（代表者）

工 法 名	審査証明書番号
	第 号
	第 号
	第 号

*複数の工法を適用する場合は欄を追加して、すべて記入してください。

○公益財団法人日本下水道新技術機構による技術審査証明書(写し)

○当該工法の協会員である証明書

2. 公告 2（4）イの条件を満たす工法・添付書類（代表者以外）

工 法 名	審査証明書番号
	第 号

○公益財団法人日本下水道新技術機構による技術審査証明書(写し)

○当該工法の協会員である証明書

3. 公募型指名競争入札技術資料（様式第 1－2 号）
4. 資本関係又は人的関係のある事業者報告（様式第 2 号）
5. 同種工事の施工実績（様式第 3 号）
6. 配置予定技術者の資格及び工事経験（様式第 4－1 号）
7. 主任技術者の資格及び工事経験（様式第 4－2 号）
8. 共同企業体協定書の写し（様式第 5 号）
9. 使用印鑑届（様式第 6 号）
10. 印鑑証明書

公募型指名競争入札技術資料

工 事 名 （地震）第 6 9 工区下水道工事

特定建設工事共同企業体の名称

特定建設工事共同企業体の代表者の

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

特定建設工事共同企業体の構成員の

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

技術資料等作成責任者

会社名

職氏名

連絡先

印

(様式第2号)

資本関係又は人的関係のある事業者報告

事業者名 _____

担当者 _____

連絡先 _____

○役員体制（令和 年 月 日現在）

役職名	氏名

○株主の状況

株主又は出資者総数 ： _____ 名

会社が発行する株式の総数 ： _____ 株

大株主又は出資者名	保有株数

*株主については保有株式が総株数の25%以上保有する者を記載すること。

*自社の役員は常勤・非常勤を問わず記載すること。

*監査役については必要ありません。

*共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員毎に作成すること。

(様式第3号)

同 種 工 事 の 施 工 実 績

会社名：

項 目		1	2
工 事 名 等	工 事 名		
	発 注 機 関 名		
	施 工 場 所		
	請負金額（最終）	千円	千円
	工 期	～	～
	受 注 形 態	・ 単独 ・ 共同企業体 （ % ）	・ 単独 ・ 共同企業体 （ % ）
工事の規模・構造等			
工 事 の 内 容			
上 記 工 事 の 技 術 的 特 記 事 項			
当該工事施工書類等		請負契約書・工事カルテ 他()	請負契約書・工事カルテ 他()

※裏面の記載要領参照のこと。

記載要領

- 1 該当する施工実績について、2件を限度として、すべての項目について具体的に記載すること。
- 2 工事名は、受注した工事名とする。又、記載順位は、市、県、国（その他公共団体等含む）、町村、民間等とし、鳥取市内での施工実績を優先すること。
- 3 発注機関名は、鳥取市〇〇部〇〇課、鳥取県鳥取県土整備事務所、〇〇地方整備局〇〇工事事務所、〇〇町（村）、民間の〇〇会社等と具体的に記入すること。
- 4 請負金額（単独又は共同企業体の受注額）は千円単位とし、百円単位を四捨五入して記入すること。
- 5 受注形態は、単独・共同企業体のいずれかを○で囲むこと。共同企業体の場合は、出資比率を（ ）内に％で記入すること。（共同企業体構成員の施工実績要件は、出資比率20％以上のもののみ。）
- 6 工事の規模・構造等は、管種・管径・延長・工法（開削、推進）について記入すること。
- 7 工事内容は、管種、管径、工法別延長・推進工法の種類・立坑の仮設方法の内容等を記入すること。
- 8 技術的特記事項は、軟弱地盤、湧水等に係る対策、近隣対策、環境(公害)対策、安全対策、仮設工法、特殊施工法、その他技術的特徴(施工に当たり工夫又は苦心した点等)を記入すること。
- 9 本表に記載した工事の証として、該当工事の請負契約書・工事カルテの写し等を添付すること。（共同企業体施工分については、協定書の写しを含む。）

配置予定技術者の資格確認票

共同企業体名：

会社名：

配置予定技術者の氏名		a	b
工 法 名		工 法	工 法
交 付 年 月 日		年 月 日	年 月 日
交 付 番 号		交付番号()	交付番号()
有 効 期 限		令和 年 月 日	令和 年 月 日
工 法 名		工 法	工 法
交 付 年 月 日		年 月 日	年 月 日
交 付 番 号		交付番号()	交付番号()
有 効 期 限		令和 年 月 日	令和 年 月 日
適用 工法 1	工 事 名		
	発 注 機 関 名		
	施 工 場 所		
	請 負 金 額 (最 終)	千円	千円
	工 期		
	従 事 し た 役 職	()	()
	工 事 の 規 模 ・ 構 造 等		
適用 工法 2	工 事 名		
	発 注 機 関 名		
	施 工 場 所		
	請 負 金 額 (最 終)	千円	千円
	工 期		
	従 事 し た 役 職	()	()
	工 事 の 規 模 ・ 構 造 等		

備考

- 1 配置予定の主任(監理)技術者は、2名まで記載することができる。
- 2 適用工法について、過去に従事したマンホール更生工事があれば記入してください。実績がない場合は斜線で消してください。(参考に記載していただくものです。)
- 3 主任(監理)技術者の資格者証等の写し等を添付すること。
- 4 適用工法の専門技術者の証として、資格者証の写しを添付すること。
- 5 雇用関係を証明できるものを添付すること。

主任技術者の資格及び工事経験

共同企業体名：

会 社 名：

配置予定技術者の氏名		1	2
1 級土木施工管理技士			
交付年月日		・ 年 月 日	・ 年 月 日
交付番号		交付番号（ ）	交付番号（ ）
工事実績 1	工 事 名		
	発 注 機 関 名		
	施 工 場 所		
	請負金額(最終)	千円	千円
	工 期	～	～
	従 事 し た 役 職 (該当するものに○)	現場代理人、主任技術者、監理技術者	現場代理人、主任技術者、監理技術者
	工 事 の 規 模 ・ 構 造 等		
工事実績 2	工 事 名		
	発 注 機 関 名		
	施 工 場 所		
	請負金額(最終)	千円	千円
	工 期	～	～
	従 事 し た 役 職 (該当するものに○)	現場代理人、主任技術者、監理技術者	現場代理人、主任技術者、監理技術者
	工 事 の 規 模 ・ 構 造 等		

備考

- 1 配置予定の主任技術者は、2名まで記載することができる。
- 2 工事実績について、過去に従事した管更生工事があれば記入してください。実績がない場合は斜線で消してください。(参考に記載していただくものです。)
- 3 主任技術者の資格を証する書類の写し等を添付すること。
- 4 雇用関係を証明できるものを添付すること。

(様式第5号)

(地震) 第69工区下水道工事
〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体協定書

(目 的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 鳥取市発注に係る(地震)第69工区下水道工事
- (2) 前号に付帯する事業

(名 称)

第2条 当共同企業体は、(地震)第69工区下水道工事〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地におく。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、□□〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、建設工事の請負契約の履行後12ヶ月以内を経過するまでの間は、解散することが出来ない。
2 建設工事を請け負うことのできなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇株式会社
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当該企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注

者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇株式会社 〇〇%

〇〇株式会社 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうゑ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、代表者の名義により設けられた別口貯金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定者に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中においては前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損

金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中に破産又は解散した場合においては、前条第2項から第5項まで準用するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員が共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇〇株式会社他〇社は、上記のとおり、(地震)第69工区下水道工事〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体協定書を締結したもので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所有するものとする。

令和 年 月 日

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

会 社 名	使 用 印	実 印

令和 年 月 日

特定建設工事共同企業体代表者

印

印

印